

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務

4

2014 No.735

特別記事

3月決算企業の 「株主総会」はこう進めよう

経理・税務

「法人税・消費税申告」の
チェックポイントを総点検する

人事・労務

社員の「副業」をどこまで、
どうコントロールすべきか

総務・法務

債権法改正の最新動向と
企業への影響をみる

別冊付録／実務情報 Series

新入・若手社員のための
「報告・連絡・相談」レッスン

- 4月のビジネスカレンダー 3
 4月の事務ごよみ 7 3月決算法人の決算事務、新入社員・退職者・転勤者の社保・雇保の資格得喪手続き、昇給に伴う給与計算の基礎賃金の切替え、3月決算法人の株主総会の準備、春の交通安全運動 ほか
 新法令・通達解説 11 労災保険に係る事業細目を再編 ほか
 これからの法改正の動き 12 「ビッグデータ時代」に対応する個人情報保護法の改正を検討 ほか

特別記事 || 13 招集準備から後処理まで
3月決算企業の「株主総会」はこう進めよう

- 株主総会の開催スケジュール
- 総会当日の運営のポイント
- 総会前日までの準備と手続
- 総会終了後にすべきこと

弁護士 横張 清威

経理・税務

24 これだけ押さえれば完璧！
「法人税・消費税申告」のチェックポイントを総点検する

公認会計士・税理士 後 宏治

34 正しい判断・処理のために
税務上の「役員」の範囲と留意点を確認する ……税理士 奥田 正名

38 適切な意思決定のために
キャッシュフローに基づく設備投資の採算予測法 ……税理士 米津 晋次

新連載 32 頼られる人になる「経理アタマ」の鍛えかた
「経理はつぶしがきく」は本当か？ ……税理士 佐藤 昭一

29 どんな難題も克服！ 安田順の実践「経営改善」塾 10
業績数値(利益)をオープンにする際の留意点 ——中小企業診断士 安田 順

人事・労務

42 一律禁止から原則容認へ
社員の「副業」をどこまで、どうコントロールすべきか

社会保険労務士 金山 駿

46 いまが絶好のチャンス!?
ことしの新卒採用を成功に導く「あの手この手」 ……採用コンサルタント 中尾 英明

臨時増刊
特大号
No.734

即役立つ!
実務担当者のための**社会保険・労働保険全書**

正しい判断・処理のために

税務上の「役員」の 範囲と留意点を確認する

税務上、役員と使用人の給与の取扱いが異なるため、役員と使用人を区別することは非常に重要となります。ここでは、どこまでが役員とされるのか、その範囲と処理の留意点を解説します。

税理士

奥田正名

様々な法律で 定義が異なる「役員」

役員という言葉は、実に曖昧なものです。その会社にとって重要なポジションにいる人であることは何となくイメージできますが、登記簿（履歴事項証明書等）に記載されていない人であっても、名刺には役員らしき役職名が記載されていることが多々あります。

そもそも、法律上の役員の定義はどうなっているのでしょうか。

まずは、会社法における役員の定義を確認してみましよう。

図表1のとおり、会社法では役員の定義を、取締役、会計参与、監査役、会計監査人、執行役として定めています。

ちなみに執行役とは、委員会設置会社における業務執行者であり、委員会を設置する必要性が乏しい非公開の株式会社ではあまり目にするのではないかと思います。

また、常務取締役、専務取締役といった「役付取締役」を設けている会社も多いと思いますが、登記上は「取締役」でしかありません。役付取締役は一般的には、代表取締役に次ぐ職位と認識されて

いますが、会社法上はあくまで会社内部での呼称ということになります。

代表取締役は、取締役会設置会社以外では設置しなくても構わない役職ですが、代表取締役以外の取締役に「社長」「副社長」といった株式会社を代表する権限を有すると認められる名称（いわゆる表見代表取締役）を付した場合には、その取締役がした行為については会社は責任を負うことになるため注意が必要です。

一方、法人税法ではどのように定義されているのでしょうか。

法人税法では、会社法よりも役員の範囲を広く定義しており、法人の経営に従事している特定の者を含む規定となっています。

法人税法と政令（法人税法施行令）を要約すると、次の3つが定められています。

- ① 取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人
- ② 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る）以外の者でその法人の経営に従事しているもの（いわゆるみなし役員）
- ③ 同族会社の使用人のうち特定株主に該当し、かつその会社の経

営に従事しているもの（後述の同族会社のみなし役員に該当するかどうかのフローチャートで判定）

①は会社法での役員と会社法で定められていない特殊な法人（医療法人や社団法人等）の役員です。いわゆる、登記簿に記載される役員と考えてください。

②は登記簿に記載がなく、使用人（従業員）ではないが、役員としての権限がある、具体的には次のような者です。

- ・ 表見的な役員（取締役または理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等）
- ・ 合同会社の業務執行社員
- ・ 人格のない社団等における代表者や管理人
- ・ 相談役や顧問等の会社法に定める役員ではないが、法人内における地位・職務等からみて実質的に経営に従事していると認められる者

①と②は役職名が付いていることが通常で、法人税法上の役員であるかどうか判断する機会があると思います。ただし、③の同族会社のみなし役員は、役職名がないことも多く、実務においても判断

を失念しているケースが見受けられますので、注意が必要です。

税務上の役員に

厳格な定義がある理由

以上のように法人税法では、会社法の定義を超えて役員範囲をより広く定めています。これは、役員と使用人では給与の取扱いが異なっているためです。使用人の給与には、損金算入の

制限は原則として設けられていません。つまり、金額や支払時期に制限はないわけです。

しかし、役員は経営に従事していることから、会社の利益を自由に処分することが容易にできてしまいます。与えられた業務内容に見合わない給与（いわゆる過大給与）を支払ったり、給与の額を利益に応じて自由に増減させることもできるため、法人の所得を恣意的に変動させて租税回避ができてしまいます。

このため、役員には一定の制限が設けられているのです。

●みなし役員とは

また、実質的に役員と変わらない者が登記簿上の役員から外れることで租税回避が可能となることを防ぐため、法人税法ではみなし役員という考え方を取り入れています。

登記簿に記載がなく、かつ使用人でなくとも、実質的に法人の経営に従事して

いる者は「みなし役員」と呼ばれます。

では、法人の経営に従事しているとは、具体的にどのような状況を指すのでしょうか。

判例・裁決例を鑑みると、単に会社内で重要な地位に就いているという事実等だけではなく、たとえば、事業内容や資金繰り計画、売上価額の決定、使用人の採用・退職の決定等の会社における重要な職務を行なっていること等を含めて、総合的に他の役員と同様に会社経営に従事しているかの判断がされています。

●同族会社のみなし役員とは

非同族の会社におけるみなし役員は使用人でないことが前提となりますが、同族会社においては使用人であっても、一定以上の株式を保有している株主グループに属している者（特定株主）で、かつ経営に従事している者はみなし役員とされます。具体的には次頁図表2のフローチャートで判定することになります。

株式の所有割合だけで判定するのではなく、実際の経営従事があるかどうか問われます。他の従業員と同じ業務のみをしていれ

図表1 会社法上の「役員」の定義

●会社法329条より

役員（取締役、会計参与および監査役をいう）および会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

●会社法423条より

取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（「役員等」という）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

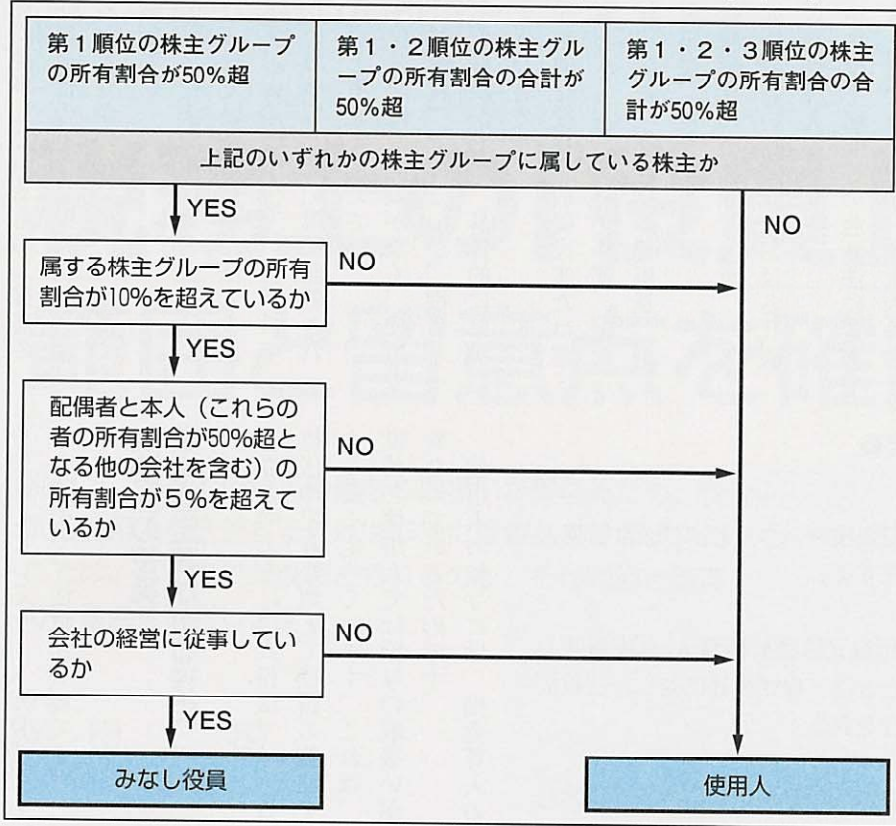
●会社法362条より

取締役会（設置会社）では、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

●会社法349条より

取締役会非設置会社では、定款、定款の定めに基づく取締役の互選または株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

図表2 同族会社のみなし役員に該当するかどうかのフローチャート



ば、役員とみなされることはありません。

●**使用人兼務役員とは**

役員のうち、部長・課長その他使用人としての職制上の地位があり、かつ常時使用人としての職務に従事する者を使用人兼務役員といえます。ただし、次の者は使用

- 人兼務役員にはなれません。
- ① 代表取締役、代表執行役、代表理事、清算人
 - ② 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
 - ③ 合名会社、合資会社、合同会社の業務を執行する社員
 - ④ 取締役（委員会設置会社の取締役

役に限る）、会計参与、監査役、監事

⑤ 同族会社の役員で、「同族会社のみなし役員に該当するかどうかのフローチャート」の株式所有割合（50%超、10%超、5%超）のすべてを満たしている者

なお、規模の小さい会社にあつては、人数が少数のため、使用人としての職制上の地位を定めていないケースがありますが、そのような会社のヒラ取締役（役付でない取締役）については、常時他の使用人と同質の職務に従事しているときは、使用人兼務役員として取り扱うことができます。

役員への賞与は原則、損金となりませんが、使用人兼務役員の使用人分の賞与については、他の使用人と同じ支給時期に支払われる場合に限り損金となります。

なお、同族会社のみなし役員は⑤に該当するため、使用人兼務役員になることはできないので注意してください。

●**役員になるか否かと税務処理の関係**

使用人が役員となった場合、法人がその役員に給与を支払う場合に制限がかかります（図表3）。

具体的には、月給については定期同額給与に該当しない場合、損金算入に制限がかかります。また、退職金を除く臨時の給与（賞与など）は、事前確定届出給与の届出が出ていない場合には一切、損金となりません（使用人兼務役員の使用人分賞与を除きます）。

登記上の役員となっているケースでは、これらの制限を踏まえたうえで給与を設定するので問題はないでしょうが、みなし役員に該当しているのに使用人と同じ扱いをしてしまった場合は注意が必要です。

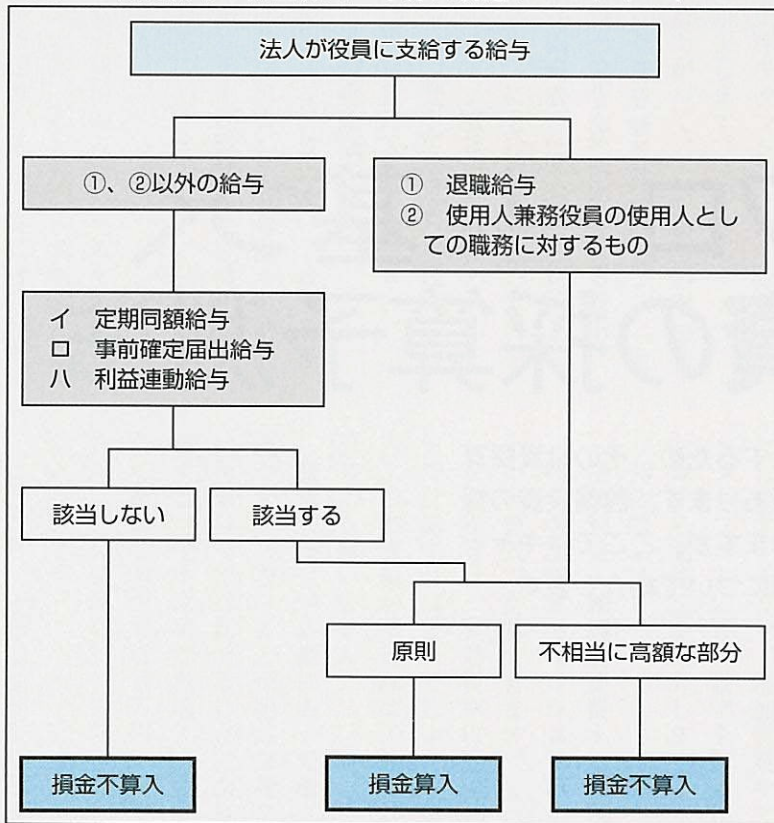
使用人と同じように賞与を支払ったり、残業時間等により給与が変動する場合には、給与のうち損金と認められない金額が生じてしまいます。同族会社で親族に給与を支払う場合は、みなし役員に該当していないか確認しましょう。

●**ケース別にみる役員か否かの判断の実際**

(1) **自称専務、通称常務の取締役は使用人兼務役員にされないか？**

「副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員」は使用人兼務役員となれ

図表3 役員給与の損金算入・不算入判定フローチャート



ませんが、この職制上の地位は定款等の規定や株主総会、取締役会の決議等にて付与されたものに限られます。

法人の内部組織上明確にその地位が付与されていない、自称または通称での役付取締役は、職制上は単なる取締役にはすぎません。

そのため、実質的には使用人兼務役員と認められる者については、使用人兼務役員となることができます。

(2) 役員の親族であっても、役員に該当しない場合は税法の制限はないのか？

たとえば、同族会社の代表取締役の子どもが、会社の営業職を担っている場合、みなし役員の規定を考えると、経営に従事していないケースでは単なる使用人として扱うこととなります。

前述のとおり、使用人に該当すると給与の損金算入に制限は通常ありませんが、法人税法では、役

員の親族等である使用人に支払う給与については、不相当に高額な部分を損金にしないとする規定が設けられています（過大な使用人給与の損金不算入といえます）。

役員は親族を故意に役員にせず、使用人として不相当に高額な給与を支給するなどの租税回避を防ぐため、このような規定が設けられているのです。

(3) 代表取締役の配偶者は役員に該当するのか？

同族会社が多い中小企業においては、代表取締役の配偶者（妻）が会社の経理を担っていることは珍しいことではありません。

経理である以上、会社の利益も知り得る立場にあることから、登記上の役員でなくとも、みなし役員との判定をするフローチャート上で配偶者の所有割合が判定要素となるため、自動的にみなし役員に該当してしまうのではないかと迷うこともあるかと思われます。

結論としては、経営に従事しているかどうかで判定することになります。単なる経理事務であって、資金計画の決定や融資の要否を検討するといった会社の重要事項の決定に関わっていない場合

は、経営に従事しているとはいえないのでみなし役員には該当しません。

ただし、前述のとおり使用人であっても不相当に過大な給与は損金算入できません。

(4) 使用人兼務監査役はあり得る？

会社法が施行された平成18年5月1日前に存在していた株式会社では、監査役の設定が必須であったため、やむを得ず、使用人を監査役として登記していたケースが見受けられます。

使用人兼務監査役ということで使用人兼務役員と考えるとしまい、使用人分給与には特段の制限はないと考えがちです。

しかし、前述したとおり、監査役は使用人兼務役員となることのできない役員です。

そのため、賞与を支払った場合には、事前確定届出給与の届出がされていない限り、損金算入ができなくなりますが、使用人で監査役となつている場合は、監査役から外すか監査役そのものを廃止する手続きをとるべきです。

ちなみに、会社法においても監査役には使用人兼務禁止の規定が設けられています。